

請負契約等辞退届提出状況

多古町政治倫理条例第4条第6項の規定により、請負契約等辞退届の提出状況について公表します。

請負契約等辞退届の提出があった者

職名	氏名	企業の名称
議員 (議席番号順)	宇井 伸征	農事組合法人ユナイテッドファーム21
	佐藤 利治	株式会社和光商事
	佐藤 幸三	コスモテック株式会社
	菅澤 博隆	農事組合法人多古町旬の味産直センター
	勝又 一徳	株式会社勝又商事
	土井 秀敏	有限会社土井材木店

政治倫理条例（抜粋）

（請負契約等の辞退）

第4条 町長等及び議員が役員をし、若しくは実質的に経営に携わっている企業は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2、第142条、第166条及び180条の5の規定の趣旨を尊重し、町（町が50%以上出資している法人を含む）が行なう工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないように努めなければならない。

2 前項に規定する「実質的に経営に携わっている企業」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 町長等及び議員が資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している企業
- (2) 町長等及び議員が年額300万円以上の報酬（顧問料等その他名目を問わない。）を収受している企業
- (3) 町長等及び議員がその経営方針又は主要な取引に関与している企業

3 前2項の規定に該当する町長等及び議員は、町民に疑惑の念を生じさせないため、責任をもって関係企業の請負等の辞退届を提出しなければならない。

4 前項の辞退届は、町長等及び議員の任期開始の日から30日以内に、町長等にあつては町長に、議員にあつては議長に提出するものとする。

5 議長は、議員に係る辞退届が提出されたときは、その写しを速やかに町長に送付しなければならない。

6 町長は辞退届の提出状況を公表するものとする。